

# ○財団法人横浜市総合保健医療財団職員給与規程

(平成4年4月1日)  
(横保医規程第7号)

(趣旨)

**第1条** この規程は、財団法人横浜市総合保健医療財団職員就業規程（平成4年横保医規程第6号）（以下「就業規程」という。）第35条に基づき、職員の給与に関して必要な事項を定めるものとする。

2 この規程に定めるもののほか、職員の給与に関する事項は「横浜市一般職員の給与に関する条例」等に準拠する。

(職務の級)

**第2条** 就業規程第3条に規定する職員の職務の級は、その複雑、困難及び責任の度合いに基づき、次のとおりの級に分類する。

- |               |     |
|---------------|-----|
| (1) 一般職員      | 10級 |
| (2) 医療職員（医師）  | 5級  |
| (3) 医療技術・看護職員 | 9級  |
| (4) 介護職員      | 5級  |

2 理事長は、職員の職を前項に規定する職務の級のいずれかに格付けしななければならない。

3 前項の規定にかかわらず、事務局長、総合保健医療センター長、救急医療センター長の職にある者の給与等に関しては、別に理事長が定めるものとする。

4 前項において、事務局長等が横浜市退職者である場合は、あらかじめ横浜市長と協議するものとする。

(給料表)

**第3条** 給料表は次のとおりとし、その適用範囲は、それぞれ当該給料表の定めるところによる。

- |                   |        |
|-------------------|--------|
| (1) 一般職員給料表       | (別表 1) |
| (2) 医療職員給料表       | (別表 2) |
| (3) 医療技術・看護職員等給料表 | (別表 3) |
| (4) 介護職員給料表       | (別表 4) |

(給与の種類)

**第4条** 給与は、給料及び手当とする。

2 給料は、職員の正規の勤務に対して支給される報酬であって、次号の手当を除いたものとする。

3 手当の種類は、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、初任給調整手当、超過勤務手当、管理職手当、特殊勤務手当、宿日直手当、休日給、夜勤手当、管理職員特別勤務手当、

期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

(初任給)

**第5条** 新たに給料表の適用を受けるようになった者の号給は、初任給基準表(別表5)の定めるところによる。ただし、経験年数等を有するものについては、別に定める要綱により経験年数等を換算したうえ、理事長が定める。

(昇給の基準)

**第6条** 職員が現に受けている号給を受けるに至ったときから12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、1号級上位の号給に昇給させることができる。

2 職員の功績が極めて顕著である場合若しくはその勤務成績が特に優秀である場合は、前項の規定にかかわらず、その期間を短縮し、若しくは上位の号給に昇給させることができる。

(昇格の基準)

**第7条** 別表6、級別資格基準に定める必要経験年数又は必要在級年数を有する職員が良好な成績で勤務したときは、その職務に応じて昇格させることができる。

2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合の号給は、当該給料月額と同額とし、同額の号給がないときは、当該給料月額の直近上位の号給とする。

3 職員の給料月額が、その属する職務の級における給料の幅の最高額(以下この項において「最高号給」という。)である場合又は最高号給を超えている場合にはその者が同一の職務の級にある間は昇給しない。ただし、それらの給料月額を受けている職員で、その給料月額を受けるに至った時から24月(その給料月額が最高号給である場合にあっては18月)を下らない期間を良好な成績で勤務した者又は勤務成績が特に優秀である者については、最高号給とその直近下位との号給との差額を、その者が現に受けている給料月額に加えて得た額に昇給させることができる。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、職員が満55歳に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する場合は、昇給させることができない。

(昇給の時期)

**第8条** 昇給の時期は、1月1日、4月1日、7月1日及び10月1日とする。

(昇給の延伸)

**第9条** 第6条第1項に規定する期間内に、次の各号のいずれかに該当する職員については、昇給を延伸する。

(1) 私傷病により、勤務を要すべき日数の6分の1以上勤務していない者

(2) 前号に該当する者を除き、自己の都合による欠勤日数が31日以上のもの

2 懲戒処分を受けた職員については、昇給の時期を延伸することができる。

(給料の支給日及び支給方法)

**第10条** 給料は、その月の月額的全額を毎月5日に支給する。

2 前項に定める支給日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。)に当たるときは支給日を同項に定める支給日前の休日等でない日に順次繰り上げる。

- 3 前項の規定により支給日を順次繰り上げた場合において、その支給日がその月の2日、3日又は4日以外の日となるときは、同項に規定にかかわらず、支給日を第1項に定める支給日後の休日等でない日に順次繰り下げる。
- 4 新たに職員となった場合又は無給休職者が復職した場合には、その就職又は復職した日から給料を支給し、昇給等により月の途中において給料の算定基礎に変更が生じた場合には、その日から新たに定められた給料により支給する。
- 5 職員が退職した場合には、その日までの給料を支給し、死亡による退職は、その日の属する月の給料の全額を支給する。
- 6 前2項の規定により給料を支給する場合において、月の初日から末日まで支給する場合以外のときにおける給料額は、就業規程第17条に規定する勤務を要しない日数を差し引いた日数を基準として日割によって支給する。

(扶養手当)

**第11条** 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養家族とは、次に掲げる者で他の生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。
  - (1) 配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）
  - (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
  - (3) 60歳以上の父母及び祖父母
  - (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
  - (5) その他の親族で独立の生計を営めない者で理事長が特に認めた者
- 3 扶養手当の月額、別表7に定められるところにより支給する。

(扶養親族の届出)

**第12条** 新たに職員になった者に扶養親族がある場合又は職員に次の号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者があるとき。
  - (2) 扶養親族の要件を欠くに至った者があるとき。
  - (3) 扶養親族（配偶者を除く。）がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
  - (4) 扶養親族（配偶者を除く。）がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）
- 2 扶養手当の支給開始、終了及び支給額の変更は、前項に掲げる事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、事実が終了した日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給開始日及び支給額の増額については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 前項にかかわらず、新たに職員となった者に扶養家族がある場合においては、その者が職員となった日から扶養手当の支給を開始する。

(調整手当)

**第13条** 職員には、別表8に定めるところにより調整手当を支給する。

(住居手当)

**第14条** 職員には、別表9に定めるところにより住居手当を支給する。

(通勤手当)

**第15条** 職員には、別表10に定めるところにより通勤手当を支給する。

(初任給調整手当)

**第16条** 医師の免許を有する医療職員には、別表11に定めるところにより初任給調整手当を支給する。

2 看護職員には、別表12に定めるところにより初任給調整手当を支給する。

(住居手当等に関する変更届)

**第17条** 職員は、第14条及び第15条に規定する諸手当の支給事由に変更が生じた時に速やかにその旨を届け出なければならない。

2 前項の諸手当支給方法は、第12条の例による。

(超過勤務手当)

**第18条** 正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員には、勤務1時間につき、第24条に規定する1時間当たりの給与額の100分の125(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合には100分の150)を乗して得た額を支給する。

2 出張中の職員に対しては、上司があらかじめ承認した場合に限り、出張中の勤務について超過勤務手当を支給する。

3 第23条で規定する管理職手当の支給を受ける者については、一般職員給料表5級及び6級の職にある者並びにこれらに準ずる者を除き、超過勤務手当は支給しない。

(特殊勤務手当)

**第19条** 第13条から前条までに定めるもののほか、職員が、特に手当の支給を必要と認められる業務に従事する場合は、理事長が別に定める特殊勤務手当を支給することができる。

(宿日直手当)

**第20条** 職員が正規の勤務時間以外の時間及び休日(就業規程第18条に規定する日又はこれに代わる日をいう。)において、横浜市総合保健医療センター(以下「センター」という。)、横浜市神奈川区精神障害者生活支援センター及び横浜市救急医療センターの施設、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡及び施設内の監視に従事した場合には、日直手当を支給する。

2 職員が前項に掲げる各施設に宿泊し、前項の勤務に従事した場合には、宿直手当を支給する。

3 第1項に規定する日直手当及び前項に規定する宿直手当の額は、別表13に定めるところによる。

(休日給)

**第21条** 就業規程第18条に定める休日において、正規の勤務時間内に勤務した職員には、この間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額100分の135を休日給として支給する。ただし、午後10時以降午前5時以前に勤務した職員には、休日給支給割合に100分の25を加算して支給する。

2 第23条に規定する管理職手当の支給を受ける者については、一般職員給料表5級及び6級の職にある者並びにこれらに準ずる者を除き、休日給は支給しない。

(夜勤手当)

**第22条** 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、この間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額100分の25を夜勤手当として支給する。

2 第23条に規定する管理職手当の支給を受ける者については、一般職員給料表5級及び6級の職にある者並びにこれらに準ずる者を除き、夜勤手当は支給しない。

(管理職手当)

**第23条** 管理又は監督の地位にある職員には、別表14に定めるところにより、管理職手当を支給する。

2 職員が月の初日から末日までの期間全日数にわたって、次の各号の一に該当する場合には、管理職手当を支給しない。

- (1) 外国に出張中の場合
- (2) 勤務しなかった場合

(管理職員特別勤務手当)

**第23条の2** 管理又は監督の地位にある職員のうち理事長が定める職員が、臨時又は緊急の必要その他業務の運営の必要により勤務を要しない日又は休日に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

**第24条** 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額と調整手当(扶養手当、管理職手当に係る分を除く。)初任給調整手当及び特殊勤務手当の月額の合計額を1月の勤務時間で除した額とする。

(端数計算)

**第25条** 給料及び手当の額に1円未満の端数を生じた場合には、給料及び手当の種類ごとにその端数を切り捨てる。

- 2 勤務時間の集計の結果に、1時間未満の端数を生じた時は、30分以上は切り上げて1時間とし、30分未満は切り捨てる。

(欠勤の場合の給与)

**第26条** 職員が、欠勤したときは、勤務すべき1時間につき、第24条により算出された額を減じて給料、調整手当及び初任給調整手当を支給する。

(休職者の給与)

**第27条** 職員が業務上の傷病により、就業規程第26条第1号の規定に基づき休職にされたときは、その休職期間中、これに給料、扶養手当、調整手当及び住居手当の全額を支給する。ただし、その休職期間中、他の公の機関から相当の額の給与を受けたときは、その額を減じた額を支給する。

- 2 職員が業務外の傷病により、就業規程第26条第1号の規定に基づき休職にされたときは、その休職期間中、これに給料、扶養手当、調整手当及び住居手当のそれぞれ100分の80を支給する。

- 3 職員が、就業規程第26条第2号の規定に基づき休職にされたときは、その休職期間中、これに給料、扶養手当、調整手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

- 4 職員が、就業規程第26条第3号の規定に基づき休職にされたときは、その休職期間中、これに給料、扶養手当、調整手当及び住居手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

(手当の支給方法)

**第28条** 手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当を除く。)は、月の初日から末日までを計算期間とし、超過勤務手当の勤務実績によるものについては、翌々月の給料支給日に、その他の手当は、当月分をその月の給料支給日に、これを支給する。

(期末手当及び勤勉手当)

**第29条** 期末手当及び勤勉手当は、3月1日(勤勉手当を除く。)、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの日から1月前以内に退職し、又は死亡した職員も同様とする。

(期末手当及び勤勉手当の支給額)

**第30条** 前条に規定する職員(以下「職員」という。)に対する期末手当及び勤勉手当の額は、各「基準日」現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職又は死亡した日現在)において、職員が受けるべき給料、扶養手当及びこれらに対する調整手当(管理職手当に係る分を除く。)の月額合計額に、別表15に掲げる各基準日欄の割合を乗じて得た額に、それぞれ「基準日」前のその者の在職期間の区分に応じて、期末手当については別表16-1、勤勉手当については別表16-2に掲げる各基準日欄の割合を乗じて得た額とする。

- 2 理事長は、必要があると認められたときは、第1項の割合及び支給額を予算の定める範囲内において増加することができる。

(退職手当)

**第31条** 職員が1年以上在職し、失格原因なくして退職又は死亡したときは、その者又はその者の遺族に退職手当を支給する。

(退職手当の計算の基礎となる勤続年数)

**第32条** 退職手当の計算の基礎となるべき勤続年数は、次の方法によってこれを計算する。

- (1) 勤続年数は、就職の日からこれを起算し、退職又は死亡の月をもってこれを終わる。
- (2) 勤続年数は、月をもって計算し、6月以下の端数はこれを切り捨て、7月以上の端数は、これを1年に切り上げる。

2 前項の規定にかかわらず、35年を超えて勤務した職員の退職手当の計算の基礎となる勤続年数は、35年とする。

(退職手当の失格原因)

**第33条** 職員が次の各号の一に該当するときは、退職手当を受ける資格を失う。

- (1) 懲戒により解雇されたとき。
- (2) 在職中禁錮以上の刑に処せられたとき。

(普通退職の場合の退職手当)

**第34条** 次条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の額は退職した日におけるその者の給料月額に、その者の勤続年数を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 9年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 10年以上19年以下の期間については、1年につき100分の145
- (3) 20年以上24年以下の期間については、1年につき100分の150
- (4) 25年については、1年につき100分の276
- (5) 26年以上29年以下の期間については、1年につき100分の176
- (6) 30年については、1年につき100分の150
- (7) 31年以上34年以下の期間については、1年につき100分の105
- (8) 35年以上については、1年につき100分の100

(業務傷病退職等の場合の退職手当)

**第35条** 業務上の傷病により退職した者又は業務上死亡した者に対する退職手当の額は、退職し、又は死亡した日におけるその者の給料月額にその者の勤続年数を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき100分の220.8
- (3) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の150
- (4) 26年以上31年以下の期間については、1年につき100分の130
- (5) 32年以上の期間については、1年につき100分の110

(休職等の場合の給料月額)

**第36条** 前2条に規定する退職手当の金額の計算の基礎となる給料月額は職員が休職、停職、減給、その他の理由により、給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの理由がないと仮定した場合において、その者が受けるべき給料月額とする。

(遺族の範囲及び順位)

**第37条** 第31条に規定する遺族は、次に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（届出をしないが、職員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
  - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
  - (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた親族
  - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者
- 2 前号に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分に支給する。

(委任)

**第38条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の適用について、横浜市職員であった者については、その期間を財団の職員としての期間に通算する。
- 3 この規程の適用について、生涯保健医療総合センター開設準備会の職員であった者については、第4条に規定する手続きにより財団に採用された職員とみなし、その期間を財団の職員としての期間に通算する。

## 附 則 (平成4年12月25日)

(施行期日)

- 1 改正後の給与規程は、平成4年12月25日から施行し、平成4年1月1日から適用する。ただし、別表13の改正規定は、平成5年1月1日から施行する。

(給与の内払)

- 2 改正前の給与規程に基づいて支払われた給与は、改正後の給与規程に基づいて支払われた給与の内払いとみなす。

- 3 この規程の適用について、生涯保健医療総合センター開設準備会の職員であった者については、第4条に規定する手続きにより財団に採用された職員とみなし、その期間を財団の職員としての期間に通算する。

**附 則**（平成5年12月16日）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。ただし、改正後の休日給の支給割合については、平成6年4月1日から施行する。

**附 則**（平成6年12月15日）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。ただし、改正後の日直手当及び宿日直手当については、平成7年1月1日から施行する。

**附 則**（平成7年12月22日）

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。ただし、改正後の日直手当及び宿日直手当については、平成8年1月1日から施行する。

**附 則**（平成8年12月20日）

- 1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。ただし、改正後の日直手当及び宿日直手当については、平成9年1月1日から施行する。

**附 則**（平成9年3月13日）

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。ただし、改正後の日直手当及び宿日直手当については、平成10年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この規程は、平成11年5月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。ただし別表13の適用は平成12年1月1日からとする。

- 2 平成11年4月1日から引き続き給料表の適用を受ける職員に係る改正後の規程第7条第4項の規程の適用については、平成11年4月1日から平成12年3月31日までの間にあつては、同項の規定にかかわらず、従前の例によるものとし、平成12年4月1日から平成15年3月31日までの間にあつては、同項中「満58歳」とあるのは「満59歳」とする。

**附 則**

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この規程は、平成15年1月1日から施行する。

#### **附則**

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 平成23年3月31日までの間における第7条第4項の規定の適用については、平成15年4月1日から平成17年3月31日までの間にあつては、同項中「満55歳」とあるのは「満58歳」とし、平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間にあつては、同項中「満55歳」とあるのは「満57歳」とし、平成20年4月1日から平成23年3月31日までの間にあつては、同項中「満55歳」とあるのは「満56歳」とする。

#### **附則**

- 1 この規程は、平成15年11月1日から施行する。
- 2 この規程の適用について、平成15年10月31日現在財団法人横浜市救急医療センターの職員であった者については、財団法人横浜市総合保健医療財団職員就業規程第4条に規定する手続きにより財団に採用された職員とみなし、その期間を財団法人横浜市総合保健医療財団の職員としての期間に通算する。
- 3 平成15年10月31日現在、財団法人横浜市救急医療センターの職員であった者の退職手当は、当面の間、従前の取扱いとする。

#### **附則**

- 1 この規程は、平成16年1月1日から施行する。

#### **附則**

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日までの間における第35条の規定の適用については、同条第2号中「100分の20.8」とあるのは、「100分の237.9」とする。

#### **附則**

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

## 一般職員給料表

職務の級 号給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額	8 級 給料月額	9 級 給料月額	10 級 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	129,400	171,200	204,000	231,100	232,100	279,400	280,800	346,500	347,900	407,500
2	133,600	180,000	213,500	239,800	240,700	288,900	290,900	358,400	360,400	423,300
3	137,900	187,200	221,700	249,000	250,200	298,500	300,800	370,900	373,400	439,300
4	142,600	195,600	230,800	257,700	259,600	308,400	311,400	383,000	386,300	455,300
5	147,200	204,000	239,500	266,400	268,800	317,900	322,000	395,600	401,700	471,500
6	151,700	213,500	248,600	275,300	278,100	327,700	333,800	408,800	417,100	487,300
7	156,600	221,700	257,000	284,100	287,500	338,000	345,400	421,800	432,200	503,400
8	163,500	230,800	265,400	293,200	297,000	348,500	357,300	434,500	447,200	519,500
9	171,200	239,500	273,800	301,900	306,300	359,100	369,000	446,500	461,900	535,400
10	180,000	248,600	282,100	310,600	315,500	368,900	380,600	457,900	476,400	551,300
11	187,200	257,000	290,300	319,200	324,600	378,700	392,400	469,300	491,100	566,700
12	193,100	265,400	298,600	327,800	334,200	388,000	404,200	479,000	505,200	581,200
13	198,600	273,800	306,600	336,300	344,200	396,400	416,400	487,900	519,000	595,200
14	204,100	282,100	314,900	344,800	354,000	403,600	427,800	495,400	532,500	608,800
15	209,300	290,300	323,100	351,700	363,300	410,300	438,900	501,700	543,600	620,800
16	214,200	298,600	331,400	358,200	372,200	416,300	450,000	506,200	551,200	632,000
17	218,800	300,800	338,900	364,100	380,500	421,800	458,600	510,300	557,900	640,900
18	223,100	302,800	344,400	369,100	387,100	426,100	465,500	514,600	563,700	649,800
19	227,200	304,200	349,300	372,700	392,900	430,200	472,100	518,900	569,500	658,700
20	230,700	305,600	354,200	376,200	397,500	433,700	476,300		575,300	
21	233,800	306,900	357,900	379,200	401,200	437,000	480,300		581,100	
22	236,700		360,600	382,000	404,400	440,000	483,900		586,900	
23	239,500		363,300	384,800	407,400	443,000	487,300			
24	242,300		365,600	387,300	410,400	446,000	490,700			
25	243,600		367,800	389,600	413,400	449,000	494,100			
26			369,900	391,600	416,400	452,000	497,500			
27			371,600	393,600	419,400	455,000	500,900			
28				395,600	422,400	458,000				
29				397,600	425,400	461,000				
30					428,400					
31					431,400					
32					434,400					
33					437,400					
34					440,400					
35					443,400					
36					446,400					

別表 2 (第 3 条 関係)

## 医 療 職 員 給 料 表

職務の級 号給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
	円	円	円	円	円
1	211,100	297,500	330,100	423,300	423,400
2	220,500	313,200	347,100	435,000	439,300
3	230,000	329,400	363,300	446,500	455,300
4	240,800	346,500	379,700	457,400	471,500
5	253,000	362,900	395,800	468,400	487,300
6	265,500	378,800	411,600	479,300	503,400
7	281,600	394,700	423,300	490,100	519,500
8	296,700	409,000	435,000	500,700	535,400
9	312,100	419,400	446,200	511,100	551,300
10	326,600	429,400	457,000	521,600	566,700
11	340,500	439,300	467,500	532,100	581,300
12	352,800	448,900	478,300	542,500	595,300
13	364,800	458,400	488,700	552,500	608,900
14	376,600	467,900	499,300	561,900	620,900
15	388,100	477,100	508,700	570,600	632,100
16	395,500	484,600	519,100	578,300	641,000
17	400,800	491,300	529,200	584,900	
18	406,100	497,800	536,700	590,000	
19	408,600	501,900	544,000	594,400	
20			548,900	598,600	

別表 3 (第 3 条 関係)

## 医療技術・看護職員給料表

職務の級 号給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額	8 級 給料月額	9 級 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	129,400	171,200	204,000	231,100	232,100	279,400	280,800	346,500	347,900
2	133,600	180,000	213,500	239,800	240,700	288,900	290,900	358,400	360,400
3	137,900	187,200	221,700	249,000	250,200	298,500	300,800	370,900	373,400
4	142,600	195,600	230,800	257,700	259,600	308,400	311,400	383,000	386,300
5	147,200	204,000	239,500	266,400	268,800	317,900	322,000	395,600	401,700
6	151,700	213,500	248,600	275,300	278,100	327,700	333,800	408,800	417,100
7	156,600	221,700	257,000	284,100	287,500	338,000	345,400	421,800	432,200
8	163,500	230,800	265,400	293,200	297,000	348,500	357,300	434,500	447,200
9	171,200	239,500	273,800	301,900	306,300	359,100	369,000	446,500	461,900
10	180,000	248,600	282,100	310,600	315,500	368,900	380,600	457,900	476,400
11	187,200	257,000	290,300	319,200	324,600	378,700	392,400	469,300	491,100
12	193,100	265,400	298,600	327,800	334,200	388,000	404,200	479,000	505,200
13	198,600	273,800	306,600	336,300	344,200	396,400	416,400	487,900	519,000
14	204,100	282,100	314,900	344,800	354,000	403,600	427,800	495,400	532,500
15	209,300	290,300	323,100	351,700	363,300	410,300	438,900	501,700	543,600
16	214,200	298,600	331,400	358,200	372,200	416,300	450,000	506,200	551,200
17	218,800	300,800	338,900	364,100	380,500	421,800	458,600	510,300	557,900
18	223,100	302,800	344,400	369,100	387,100	426,100	465,500	514,600	563,700
19	227,200	304,200	349,300	372,700	392,900	430,200	472,100		569,500
20	230,700	305,600	354,200	376,200	397,500	433,700	476,300		575,300
21	233,800	306,900	357,900	379,200	401,200	437,000	480,300		581,100
22	236,700		360,600	382,000	404,400	440,000	483,900		
23	239,500		363,300	384,800	407,400	443,000	487,300		
24	242,300		365,600	387,300	410,400	446,000	490,700		
25	243,600		367,800	389,600	413,400	449,000	494,100		
26			369,900	391,600	416,400	452,000			
27			371,600	393,600	419,400	455,000			
28				395,600	422,400	458,000			
29					425,400				
30					428,400				
31					431,400				
32					434,400				
33					437,400				
34					440,400				
35					443,400				
36					446,400				
37					449,400				

別表 4 (第 3 条関係)

## 介 護 職 員 給 料 表

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	129,400	171,200	204,000	231,100	232,100
2	133,600	180,000	213,500	239,800	240,700
3	137,900	187,200	221,700	249,000	250,200
4	142,600	195,600	230,800	257,700	259,600
5	147,200	204,000	239,500	266,400	268,800
6	151,700	213,500	248,600	275,300	278,100
7	156,600	221,700	257,000	284,100	287,500
8	163,500	230,800	265,400	293,200	297,000
9	171,200	239,500	273,800	301,900	306,300
10	180,000	248,600	282,100	310,600	315,500
11	187,200	257,000	290,300	319,200	324,600
12	193,100	265,400	298,600	327,800	334,200
13	198,600	273,800	306,600	336,300	344,200
14	204,100	282,100	314,900	344,800	354,000
15	209,400	290,300	323,100	351,700	363,300
16	214,600	298,600	331,400	358,200	372,200
17		301,500	338,900	364,100	380,500
18		304,100	344,400	369,100	387,100
19		306,600	349,300	372,700	392,900
20		309,100	354,200	376,200	397,500
21		311,200	357,900	379,200	401,200
22		313,000	360,600	382,000	404,400
23		314,300	363,300	384,800	407,400
24		315,600	365,600	387,300	410,400
25		316,900	367,800	389,600	413,400
26			369,900	391,600	416,400
27			371,600	393,600	419,400
28				395,600	422,400
29					425,400
30					428,400
31					431,400
32					434,400
33					437,400
34					440,400
35					

別表 5 (第 5 条関係)

## 初 任 給 基 準 表

職 種	給 料 表	学 歴	級一 号給	短縮月数
事務職、社会福祉職 及び他の給料表の適用 を受けない職員	一般職員	大学卒	2 - 2	6 月
		短大卒	1 - 7	6 月
		高校卒	1 - 5	6 月
医 師	医療職員	医大卒	1 - 5	6 月
保 健 師 看 護 師	医療技術 看護職員	大学卒	2 - 4	
		短大 3 卒	2 - 3	
		短大 2 卒	2 - 2	
栄 養 士		大学卒	2 - 2	6 月
		短大卒	1 - 7	6 月
診療放射線技師		短大 3 卒	1 - 9	6 月
臨床検査技師		大学卒	2 - 2	6 月
		短大 3 卒	1 - 8	6 月
理学療法士・作業療法士		短大 3 卒	1 - 8	6 月
薬 剤 師		大学卒	2 - 2	6 月
そ の 他		大学卒	2 - 2	6 月
		短大卒	1 - 7	6 月
	高校卒	1 - 5	6 月	
介 護 職 員	介護職員	短大卒・専門卒	1 - 7	6 月
		高校卒	1 - 6	

【備考】 基準学歴と異なる学歴を有する場合、有用なものについては、理事長が別に定めるところにより、初任給基準に加算する。

別表6 (第7条関係)

職員級別資格基準表

① 一般職員級別資格基準表

試験等	学歴免許等	職務の級									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
一般職員(事務・社会福祉)	大学卒		0	6	18	別に定める					
一般職員	高校卒	0	4	11	22	別に定める					
その他	大学卒		0	6	18	別に定める					
	短大卒	0	2	9	20	別に定める					
	高校卒	0	4	11	22	別に定める					

備考 1 表中の数字は必要経験年数を示す。

② 医療職員給料表級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
医師	医大卒	0	8	14	18	21

③ 医療技術職員・看護職員等資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
薬剤師	大学卒		0	6	13	別に定める					
栄養士	大学卒		0	6	18	別に定める					
	短大卒	0	2	8	20	別に定める					
診療放射線技師	短大3卒	0	1	7	19	別に定める					
診療エックス線技師	短大卒	0	2	8	20	別に定める					
臨床検査技師	大学卒		0	6	18	別に定める					
	短大3卒	0	1	7	19	別に定める					
衛生検査技師	大学卒		0	6	18	別に定める					
	短大卒	0	2	8	20	別に定める					
理学療法士・作業療法士	短大3卒	0	1	7	19	別に定める					

保 健 師 ・ 看 護 師	大学卒		0	6	18	別に定める
	短大3卒		0	7	19	別に定める
	短大卒		0	7	20	別に定める
	准看護養成所卒	0	5	12	23	別に定める
そ の 他	大学卒		0	6	18	別に定める
	短大卒	0	2	8	20	別に定める
	高校卒	0	4	11	22	別に定める
	中学卒	0	7	14	25	別に定める

備考 1 表中の数字は、資格取得以後の必要経験年数を示す。

2 「看護師」の区分には、准看護婦を含む。

④ 介護職員級別資格基準表

職 種	学 歴 免 許 等	職 務 の 級				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
介 護 職 員	短大卒 専門卒	0	4	18	別に定める	
	高校卒	0	5	19		

備考 1 表中の数字は必要経験年数を示す。

別表7 (第11条関係)

扶 養 手 当	・ 配偶者	15,500円
	・ 配偶者のいない職員の扶養親族1人	11,500円
	・ 配偶者以外の扶養親族2人まで	6,000円
	・ 扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目の扶養親族	6,500円
	・ その他	5,300円
	・ 扶養親族たる子のうち満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間, 扶養手当の月額に5,000円加算する。	

**別表 8**（第 13 条関係）

調 整 手 当	・給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額の 10%
---------	----------------------------

**別表 9**（第 14 条関係）

住 居 手 当	・自家等	8,500円
	・借家・借間（契約名義人であり家賃を支払っている者）	9,000円
	・職員宿舎等（財団で契約している職員宿舎に入居している者）	5,000円
	・その他	1,500円

**別表 10**（第 15 条関係）

通 勤 手 当	[交通機関利用者]	運賃相当額	
	ただし、1 箇月当たり 55,000 円の範囲内とする。		
	[自動車等使用者]	5 km 未満	2,000円
		5 km 以上 10km 未満	4,100円
		10km 以上 15km 未満	6,500円
		15km 以上 20km 未満	8,900円
		20km 以上 25km 未満	11,300円
		25km 以上 30km 未満	13,700円
		30km 以上 35km 未満	16,100円
		35km 以上 40km 未満	18,500円
		40km 以上 45km 未満	20,900円
		45km 以上 50km 未満	21,800円
		50km 以上 55km 未満	22,700円
		55km 以上 60km 未満	23,600円
		60km 以上	24,500円
		[自転車のみ使用の者]	
		5 km 未満	2,500円
		5 km 以上 10km 未満	4,600円
		10km 以上 15km 未満	7,000円
		15km 以上 20km 未満	9,400円
		20km 以上 25km 未満	11,800円
		25km 以上 30km 未満	14,200円
		30km 以上 35km 未満	16,600円
	35km 以上 40km 未満	19,000円	
	40km 以上 45km 未満	21,400円	
	45km 以上 50km 未満	22,300円	
	50km 以上 55km 未満	23,200円	
	55km 以上 60km 未満	24,100円	
	60km 以上	25,000円	

別表 1 1 (第 1 6 条関係)

## 医療職初任給調整手当

1 年未満	216,700 円	20年以上 21年未満	208,700 円
1年以上 2年未満	216,700	21年以上 22年未満	202,400
2年以上 3年未満	216,700	22年以上 23年未満	195,800
3年以上 4年未満	216,700	23年以上 24年未満	189,500
4年以上 5年未満	216,700	24年以上 25年未満	183,300
5年以上 6年未満	216,700	25年以上 26年未満	177,100
6年以上 7年未満	216,700	26年以上 27年未満	167,600
7年以上 8年未満	216,700	27年以上 28年未満	158,700
8年以上 9年未満	216,700	28年以上 29年未満	149,500
9年以上 10年未満	216,700	29年以上 30年未満	140,100
10年以上 11年未満	216,700	30年以上 31年未満	130,600
11年以上 12年未満	216,700	31年以上 32年未満	119,300
12年以上 13年未満	216,700	32年以上 33年未満	108,200
13年以上 14年未満	216,700	33年以上 34年未満	90,200
14年以上 15年未満	216,700	34年以上 35年未満	72,800
15年以上 16年未満	216,700	35年以上 36年未満	63,000
16年以上 17年未満	215,100	36年以上 37年未満	53,200
17年以上 18年未満	213,500	37年以上 38年未満	43,400
18年以上 19年未満	211,900	38年以上 39年未満	33,600
19年以上 20年未満	210,300	39年以上 40年未満	24,300

〔備考〕 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は職員となった日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）以後の期間を示す。

別表12（第16条関係）

看護職員初任給調整手当

採用から6年未満	8,000円
6年以上7年未満	6,400円
7年以上8年未満	4,800円
8年以上9年未満	3,200円
9年以上10年未満	1,600円

別表13（第20条関係）

区 分	金 額
日 直 手 当	1回につき 6,400円
	勤務時間が5時間未満の場合 1回につき 3,200円
宿 直 手 当	1回につき 6,400円

別表14（第23条関係）

適用 給料表	支 給 対 象	支 給 割 合
一 般 職 員	10級の職にあるもの	100分の22以上 100分の24以内
	9級の職にあるもの	100分の16以上 100分の17以内
	8級の職にあるもの	100分の11
	7級の職にあるもの	100分の9以上 100分の10以内
医 療 職 員	5級の職にあるもの	100分の22以上 100分の24以内
	4級の職にあるもの	100分の16以上 100分の17以内
	3級の職にあるもの	100分の9以上 100分の10以内
医 看 療 護 技 術 ・ 職 員 等	9級の職にあるもの	100分の16以上 100分の17以内
	8級の職にあるもの	100分の11
	7級の職にあるもの	100分の9以上 100分の10以内

**別表15**（第30条関係）

基準日	割合	
	期末手当	勤勉手当
3月1日	100分の25	—
6月1日	100分の135(100分の115)	100分の70(100分の90)
12月1日	100分の140(100分の120)	100分の70(100分の90)

（ ）内は課長職以上の管理職に適用する（センター長、専務理事は除く）。

**別表16**（第30条関係）

在職期間		割合
基準日が3月1日又は6月1日である場合	基準日が12月1日である場合	
3か月	6か月	100分の100
2か月15日以上3か月未満	5か月以上6か月未満	100分の80
2か月以上2か月15日未満	4か月以上5か月未満	100分の70
1か月15日以上2か月未満	3か月以上4か月未満	100分の60
1か月以上1か月15日未満	2か月以上3か月未満	100分の50
15日以上1か月未満	1か月以上2か月未満	100分の40
15日未満	1か月未満	100分の30

経過措置：当団体職員となる前に、横浜市職員及び生涯保健医療総合センター開設準備会職員（嘱託職員を含む。）及び財団法人横浜市救急医療センター職員であったものについては、その期間を在職期間に算入する。

**別表16-2**（第30条関係）

勤務期間	割合
6か月	100分の100
5か月以上6か月未満	100分の90
4か月以上5か月未満	100分の80
3か月以上4か月未満	100分の70
2か月以上3か月未満	100分の60
1か月以上2か月未満	100分の50
1か月未満	100分の40